

(災害対策特別委員会)

豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案(衆第七号)(衆議院提出)要旨

本法律案は、豪雪地帯の現状にかんがみ、特別豪雪地帯における基幹的な市町村道の整備の特例措置並びに公立の小学校及び中学校等の施設等に対する国の負担割合の特例措置を引き続き十年間講ずる等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、特別豪雪地帯における基幹的な市町村道の改築を道府県が行うことができる期限を十年間延長する。
- 二、特別豪雪地帯における公立の小学校及び中学校の施設等に対する国の負担割合の特例措置の適用期限を十年間延長する。
- 三、国及び地方公共団体は、利雪に関する研究開発の成果の普及の促進及び総合的な雪情報システムの構築の促進について適切な配慮をするものとする。